

尾道サイクリング協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は尾道サイクリング協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、農事組合法人オーキッド向島に事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、サイクリングの健全なる発展と、その普及に努めるとともに、自然との共生の中での健康の増進、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サイクリングの普及奨励。
- (2) サイクリング指導者の養成。
- (3) サイクリング大会他各種イベントの開催。
- (4) サイクリングに関する情報、資料の提供。
- (5) しまなみサイクリングロードの持続的な開発と情報発信。
- (6) 他のサイクリング協会が行う事業への支援協力。
- (7) 尾道市が行う関連事業への協力。
- (8) 関係諸機関との連絡協調。
- (9) その他本会の目的を達成する為に必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員（本会に所属する個人会員）
理事会で入会を認められ、かつ年会費を納入した者。
年会費を年度末までに納入しなかった場合は退会したものとみなす。
- (2) 名誉会員

(入会)

第6条 本会の活動の趣旨に賛同し、本会に入会を希望する者は、所定の手続きに従い、理事会の承認を経た後に入会するものとする。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第7条 本会に以下の役員をおく。

- | | | |
|-----|------|------|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 若干名 |
| (3) | 理事長 | 1名 |
| (4) | 副理事長 | 若干名 |
| (5) | 理事 | 若干名 |
| (6) | 監事 | 2名以内 |

(役員を選出)

第8条 (1) 役員は総会において選出する。
(2) 選出方法は別に定める

(職務)

第9条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し必要あるときはその職務を代行する。

第10条 理事長は理事会の決議に従い会務を執行する。
副理事長は理事長を補佐し、必要あるときはその職務を代行する。

第11条 理事は理事長、副理事長を補佐し会務を執行する。

第12条 監事は会務を監査する。

(役員任期)

第13条 (1) 役員任期は2年とし再任を妨げない。
(2) 補充役員任期は前任者の残任期間とする。

(会長代行)

第14条 (1) 本会は必要に応じて会長代行をおくことができる。
(2) 会長代行は総会において選出する。
(3) 会長代行を選出した場合は「会長代行」を本条項中「会長」として適用する。

(名誉会長、顧問、相談役及び常任委員)

第15条 本会は理事会の議決を経て、名誉会長、顧問、相談役及び常任委員をおくことができる。

第16条 名誉会長は必要に応じて、総会等に出席し意見を述べることができる。

第17条 顧問、相談役は重要事項について会長の諮問に応じ意見を具申する。

第18条 常任委員は理事長の命を受け専門事項について処理する。

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

第5章 会 議

(総会)

- 第20条 (1) 総会は、本会会員の総員をもって構成する。
(2) 総会は、本会員の過半数の出席をもって定足数とする。
(3) 総会は年1回会長が招集し、事業計画、予算、決算の承認、役員を選出等の重要事項について審議決定する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時総会を招集しなければならない。
(5) 総会の議長は会長とする。
ただし、会長が議長の職を行えない事情の生じた場合は、第14条の会長代行をもってこれにあてる。

(理事会)

- 第21条 (1) 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成する。
(2) 理事会の議長は理事長とする。
(3) 理事会は、会長、理事長、あるいは、理事現在数の2分の1以上の請求により招集する。

(議決)

- 第22条 (1) 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
(2) 理事会の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

第6章 会 計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第24条 本会の会員は年会費を納入しなければならない。
年会費の金額等は理事会において別に定める。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第26条 この規約に定めるものの他、本会の会務執行に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

付則

この規約は、平成21年4月17日から施行する。

平成22年4月16日、一部改正

平成26年6月14日、一部改正

平成27年6月20日、一部改正